

教 育 委 員 会 会 議 録

令和7年1月20日（月） 午後1時30分 開会

午後2時03分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、度會秀子委員、河野明日香委員、野杵晃充委員、内田智子委員
片山裕之委員

3 出席した職員

川口佐織事務局長、坂川智次長兼管理部長、橋本具征教育部長
高木健一教育改革監、山脇正成総合教育センター所長、佐藤孝総務課長
中野幸治財務施設課長、大谷健二教職員課長、清貴康福利課長
小野内茂喜あいちの学び推進課長、加納澄江高等学校教育課長
尾本国博義務教育課長、安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長
長坂昌彦 ICT教育推進課長、木全貴治中高一貫教育室長
山田洋暢教職員課担当課長
川田敦行総務課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

(1) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(2) 公立学校長の人事について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(3) 2024年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

祖父江保健体育課長が、2024年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(内田委員)

女子児童生徒の方が男子児童生徒と比較して体力が低い。「あいちっ子・

体力向上作戦」のように、身体を動かすような取組を積極的に体育の授業に取り入れることはとても良いと思うが、女子児童生徒は比較的球技が苦手なことが多いので、そういったものに代わる女子ならではの、何か楽しめるようなスポーツの導入は考えているのか。

(祖父江保健体育課長)

委員御指摘のとおり、運動神経が良い子供が体を動かし、そうでない子供は体を動かさないという傾向があったので、そういった課題を解決するための種目として、運動が苦手であったり、男女の体力差があっても取り組みやすい、タグラグビーやフラッグフットボールを取り入れるように指導しているところである。

(内田委員)

女子児童生徒は、ダンス、体操のようなリズムを取ったり協力し合う種目を好む傾向があるので、そういったものを取り入れていただきたいと思う。

大学の研究として、学生にタグラグビーやフラッグフットボールを行わせたとところ、他の種目では積極性が見られなかった学生が、こういった種目だと積極的に取り組んでおり、とても良いと思った。

ダンスについては、ダンスが得意な教員がいればいいが、そうではない人のために、モニターを使って行ってみたところ、男子学生も対面してダンスをするより、モニターを見ながらの方が積極的に取り組んでいたのもので、教材としてモニターを使用して行うことも良いと思う。

(度會委員)

大学と連携し、体力テスト担当教員を対象にオンライン研修を行っているとのことであるが、今後も継続する予定はあるのか。

(祖父江保健体育課長)

来年度も実施する予定である。県内5市で実施している実地指導についてはオンライン配信も行っているもので、5市以外の教員も視聴することができる。

(河野委員)

児童生徒質問紙調査の結果において、運動やスポーツをすることが好きと回答した割合が昨年度より高まっているのは良かったと思うが、1日の平日のスクリーンタイムが4時間以上と回答した児童生徒の割合が全国平均と比較してもかなり高く、中学校については男女ともに大きな差が出ている。スクリーンタイムの長さや運動習慣、体力低下の相関関係について、どのように課題として捉えているのか。

(祖父江保健体育課長)

1日のスクリーンタイムが昨年度以上に増えているので、対策を考える必要がある。運動する時間が短くなった分スクリーンタイムの時間が増えていると考えられ、家庭での運動時間が増えれば改善されるのではないかと。睡眠時間については他県と同様の結果である。家庭にもしっかりとこの結果をお伝

えし、対策をしていきたいと考えている。

(野杵委員)

昨年度に引き続き、愛知県は全国的に低いということで、スマートフォンやゲームの影響があるのかと思う。

都市部と山間部等地方による違いはあるのか。名古屋市内だと公園等で遊ぶところも限られているが、地方だと、以前と変わらず外で遊んでいる子供を見かける。都市部と地方で差が出るといったデータはあるのか。

(祖父江保健体育課長)

都市部と地方の差を示す県内データはあるが、明確な差はない。我々も、都市部の方が車で移動したり、運動する機会が少なく、山間部であれば遊ぶ場所が周りにあると考えていたが、実際はそうではなく、地域の差とは言い切れない。どちらかという、尾張部と三河部の違いというような形で差が生じている。こういった問題を解消するために、ある程度地域を絞って講習会等を行っている。

(片山委員)

休日は部活動の地域移行、地域連携がかなり進み、徐々に平日も移行が進むことになる、小中学生の運動する機会が減少していくと思うので、体力テストの結果がどんどん下がっていってしまうのではないかと。知・徳・体の新しい指標や取組を考えていかないといけないと思う。経年の数値を比較しながら本県の施策について考えていただきたいと思います。

6 請願

請願第15号 学校における盗撮、人権侵害行為であり、犯罪「*撮影罪」であることを、生徒・職員が（速やかに）学習することをもとめる請願。

飯田教育長が各委員に諮り、「挙手なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(片山委員)

小中学校や高等学校では盗撮等犯罪に至らないようにすることを考える必要があると思うが、学校へは、盗撮防止に関して児童生徒への指導はどのように行われているのか。

(尾本義務教育課長)

県教育委員会は、令和5年11月に、撮影罪を規定するいわゆる性的姿態撮影等処罰法の施行に従い、法務省作成のリーフレットを小中学校、高等学校の全ての教職員に配付している、このリーフレットには、正当な理由なくひそかに撮影する行為や、嫌と言っているのに無理やり撮影する行為は、撮影罪という犯罪であることを、小中学生、高校生に分かりやすく紹介されており、これを教育活動に活用するよう促している。

また、市町村も小中学校を担当する指導主事が出席する会議や高等学校の生徒指導主事が出席する会議で、学校における盗撮等の事例を取り上げ、その対

応等について共通理解し、児童生徒に指導するよう依頼している。

こうした内容を踏まえ、年3回の長期休業前に、十分に指導するように通知しており、各学校においては、学級活動や全校集会等で、事例を踏まえて説明する等、児童生徒に指導している。

(片山委員)

リーフレット等を配付しているということであるが、継続的な指導は重要だと思う。長期休業前の指導等については、今後も続けていくのか。

(尾本義務教育課長)

今後も継続していくことを考えている。

(度會委員)

相談窓口はあるのか。

(尾本義務教育課長)

県教育委員会は、相談窓口として、小中高校の児童生徒を対象に電話相談やSNS相談を実施している。また、高等学校を対象にネットパトロールを行い、インターネット上に掲載された盗撮が疑われる画像を監視している。

各学校では、学級担任や学年主任、養護教諭やスクールカウンセラー等に相談できる体制を整えており、通常、男性と女性の両教員がいるので、児童生徒は、この中で相談しやすい相手を選択することができるようになっている。

(野杵委員)

愛知県の小中学校や高等学校へのスマートフォンの持込は、校則によると思うが、大体どれぐらいの学校で許可されているのか。

(尾本義務教育課長)

正確な数字は把握していないが、小中学校では、学校に持ち込む場合、申請等許可が必要となるので、基本的にはない。

(加納高等学校教育課長)

高等学校については、多くの学校で持込は許可しており、授業中については許可された場合のみ使用できる等、ルールが決められている。

(野杵委員)

盗撮に関しては、学校の中で行われる盗撮行為については学校の監視下にあるので教職員が注意等しなければならないと思うが、下校中や休日に起こる盗撮行為を学校の責任とすることはできないと思うので、保護者も含めて考える必要がある。保護者への啓発活動は何かしているのか。

(尾本義務教育課長)

生徒指導主事等が集まる会議において、実際に盗撮等が起こった場合の対応方法を共通理解しているので、その一つとして保護者への啓発を行っていると考えている。

(野杵委員)

徹底的に言い続けることが必要だと思うので、児童生徒向けだけではなく、保護者が集まる機会にリーフレットを配付したり、過去事例を伝えて注意喚起

等していくことが大切だと思う。

(飯田教育長)

盗撮問題については、県教育委員会もしっかり問題意識を持って対応をしているところである。学校において、教職員、児童生徒への周知をしっかり行い、保護者への周知についても取り組んでいきたい。

SNSに盗撮画像等が掲載されてしまうと、デジタルタトゥーとして残ってしまうので、そのようなことが絶対にあってはいけない。被害を受ける児童生徒がなくなるように、意識を持って取り組んでいきたい。

7 議案

なし

8 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題（１）令和７年秋の叙勲候補者選考については、人事案件のため、協議題（２）指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づく事前協議であるため、非公開にて協議することとした。

（１） 令和７年秋の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

（２） 指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

（１） 飯田教育長が今回の会議録署名人として野杵委員を指名した。

（２） 請願第１５号「学校における盗撮、人権侵害行為であり、犯罪「*撮影罪」であることを、生徒・職員が（速やかに）学習することをもとめる請願。」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が前回会議録の承認後、５分以内に限り口頭陳述することを許可した。

（３） 傍聴人 １名